



教育・保育及び地域子ども子育て支援 事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。



福生市は、人口、利便性・教育・保育施設の配置等から勘案し、第1期計画と同様、福生市全域をひとつの教育・保育提供区域として設定します。その理由として、日常的な生活圏域として市全域が問題ない範囲の程度であること、また、市全域をひとつの区域とすることにより一時的な需要の増減に対する供給量の調整が可能となることなどが挙げられます。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策を見ていくものとします。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	380	374	368	361	356
1歳	353	372	366	360	353
2歳	339	340	358	353	346
3歳	398	334	335	353	348
4歳	403	392	330	330	348
5歳	388	401	390	328	329
6歳	400	382	396	385	324
7歳	360	398	382	395	384
8歳	401	359	397	380	393
9歳	421	402	359	398	381
10歳	414	423	403	360	399
11歳	441	418	426	406	363

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

① 認定区分について

子ども・子育て支援法では、年齢と保育の必要性に基づいて、1・2・3号認定に区分します。さらに、長時間（主にフルタイムの就労を想定）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定）の2区分の保育必要量を設けています。

【 認定区分 】

認定区分	対象年齢	保育の必要性	
1号認定	3～5歳	保育を必要としない	教育標準時間利用（3～4時間）
2号認定	3～5歳	保育を必要とする	保育標準時間利用（11時間）
			保育短時間利用（8時間）
3号認定	0～2歳	保育を必要とする	保育標準時間利用（11時間）
			保育短時間利用（8時間）

② 家庭類型について

※特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

母親		ひとり親	パートタイム就労（産休・育休含む）			未就労
			フルタイム就労（産休・育休含む）	120時間以上	120時間未満 64時間以上	
父親						
ひとり親		タイプA				
フルタイム就労（産休・育休含む）			タイプB	タイプC	タイプC'	
パートタイム就労（産休・育休含む）	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD
	120時間未満 64時間以上					
	64時間未満		タイプC'			
未就労			タイプD			タイプF

- タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 - タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月120時間以上＋月64～120時間）
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月64時間未満）
 - タイプD : 専業主婦（夫）家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上＋月60～120時間）
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月64時間未満）
 - タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
- 育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」を算出する項目

子ども・子育て支援法では、次に掲げる事業について、「量の見込み」を算出し、「確保方策」を定めることとしています。

【 教育・保育施設及び地域型保育事業 】

	対象事業 (認定区分)		事業の対象家庭	調査対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定 専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定 共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育園		
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定 ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
2	学童クラブ事業 (*放課後児童健全育成事業)	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～6年生
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ及びトワイライトステイ)	全ての家庭	0～5歳
4	地域子育て支援拠点事業	全ての家庭	0～2歳
5	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の一時預かり)	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
	(保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり)	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
6	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
7	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	全ての家庭	0～5歳 1～6年生
8	利用者支援事業	全ての家庭	
9	妊婦健康診査事業	全ての妊婦	
10	乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児が いる全ての家庭	
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	
12	実費徴収にかかる補足給付を行う事業		
13	多様な主体が本制度の参入することを促進するための事業		

(3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ（A～F）进行分类します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型から更に、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

たとえば、病児病後児保育事業や学童クラブ事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年のニーズ量が算出されます。

注) 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズからどのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件の下、補正を行っています。

注) ニーズ量とは、アンケート調査結果から算出された各事業・サービスの利用意向率を、対象児童数に掛け合わせて算出した数値

4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園の事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。市内には4園の私立幼稚園があります。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。市内には、合計13の認可保育所があります。

この他に、幼稚園、保育所の両方の機能を備え、就学前の教育・保育、子育てサービスを総合的に提供する認定こども園が1園、少人数できめ細やかな保育を行う小規模保育施設が2園あります。

(2) 福生の教育・保育の現状

		平成31年度4月1日現在				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	175	822	419	116	
新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行していない幼稚園	146	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、 ※居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	29	6	
※企業主導型保育事業		—	—	—	—	
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	
確保量合計（B）		321	822	448	122	

(3) 今後の方向性

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【 令和2年度 】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,189			692	380
需要率		24.31%	4.12%	68.46%	62.57%	26.84%
量の見込み（A）		289	49	814	433	102
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行していない幼稚園	205	35		12	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（C）＝（B）－（A）		70	12	8	27	23

（注）

- ・需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合
- ・受託・委託の割合は同程度と仮定
- ・横田基地の子どもの利用増が想定されるが、ニーズ量の見込みには反映していない。

【 令和3年度 】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,128			711	374
需要率		24.29%	4.08%	68.44%	62.59%	27.01%
量の見込み（A）		274	46	772	445	101
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行していない幼稚園	205	35		12	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（C）＝（B）－（A）		85	15	50	15	24

【 令和4年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,055			724	368
需要率		24.36%	4.08%	68.44%	62.57%	26.90%
量の見込み（A）		257	43	722	453	99
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行していない幼稚園	205	35		12	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（C）＝（B）－（A）		102	18	100	7	26

【 令和5年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,011			712	361
需要率		24.33%	4.15%	68.45%	62.50%	26.87%
量の見込み		246	42	692	445	97
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行していない幼稚園	205	35		12	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（C）＝（B）－（A）		113	19	130	15	28

【 令和6年度 】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,024			699	356
需要率		24.32%	4.10%	68.46%	62.52%	26.97%
量の見込み		249	42	701	437	96
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	154	26	822	419	116
新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行していない幼稚園	205	35		12	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				29	9
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設					
確保量合計（B）		359	61	822	460	125
差引（C）＝（B）－（A）		110	19	121	23	29

【 今後の方向性 】

児童数は減少傾向にありますが、幼児教育・保育の無償化の影響や横田基地の子ども教育・保育施設の利用などにより、当面はニーズ量は微増するものと考えられます。その後ニーズ量は、ピークを迎えることとなり、減少に転じていきますが、その際は提供量の調整が必要になります。

今後、既存施設の有効活用を前提に、保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置の拡大に向けて、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、幼保小連携を実施します。

国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、令和元年10月に子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。今後、これらの施策を確実に推進していくとともに、さらなる子育て支援施策を市として充実させます。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【概要】

子ども及びその保護者、また妊娠している方などが自らの選択に基づき地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、又はその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

(基本型・特定型)

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

(母子保健型)

- ① 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する機関として、妊娠の届出の機会を通じて得た情報を基に、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等の支援台帳を作成します。また、全ての妊産婦等の状況把握のため各機関に出向き、積極的に情報収集に努めます。
- ② 把握した情報に基づき、母子保健サービス等を選定し、情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関の担当者に直接つなぐなど、積極的な関与を行います。
- ③ 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する対応方針等について会議等を設け、関係機関と協力して支援プランを策定します。
- ④ 支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行い、その活用を図ります。また、地域において不足している妊産婦等への支援を整備するための体制づくりを行います。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所		1	1	1	2

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和4年度	令和3年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保策	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

【 今後の方向性 】

保育所の入所相談だけではなく、様々な事業、地域資源を紹介、利用調整が行える体制とします。(特定型)

家庭、地域と母子保健及び子育て支援施策が必要時適切に協力し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する体制を構築します。(母子保健型)

(2) 時間外保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

【 現状 】

市内認可保育所等では1時間延長が13か所、2時間延長が認可保育所で2か所、認定こども園で1か所の合計3か所を実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	754	827	694	732	763
実施箇所数	13	16	16	16	16

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	444	435	422	409	408
実施箇所数	16	16	16	16	16
確保策(B)	444	435	422	409	408
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

市内の認可保育所等において延長保育を行い、18時以降の保育需要への対応を図ります。量の見込人数は、現状を大きく上回らないことから、既存の保育施設でニーズの確保は可能であると思われます。就労形態の多様化から時間外保育に対するニーズは高まることが予想されるため、今後利用者のニーズを注視しながら必要に応じて対応します。

(3) 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

【 概要 】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援の下、児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【 現状 】

平成27年度から小学校6年生までの受入れを開始したことから、入所数が増加しています。育成スペースの確保等に努め、令和元年度には小学校内に1クラブを増設し、受入数の増加を図りました。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入所数	476	528	636	697	746
受入数	619	619	619	730	779
クラブ数	12	12	12	12	12

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	692	682	684	683	648
1年生	195	187	193	188	158
2年生	179	199	190	197	191
3年生	165	147	163	156	161
4年生	94	90	81	89	85
5年生	33	34	32	29	32
6年生	26	25	25	24	21
実施箇所数（確保方策）	12	12	12	12	12
確保策（B）	861	861	861	861	861
差引（B）－（A）	169	179	177	178	213

【 今後の方向性 】

ニーズ調査によると、前回の調査と比較して学童クラブの利用希望の割合が増加しており、「ふっさっ子の広場」の利用希望の割合を上回っていることから、学童クラブへの入所についてのニーズは高まっていると見られます。学童クラブ全体の提供量としては量の見込みを上回っていますが、学校別の入所率等を見ると、学童クラブによっては育成スペースが不足する可能性があります。

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、「ふっさっ子の広場」との一体型事業の推進を図るとともに、引き続き育成スペースの確保等に努め、今後も待機児童ゼロに努めていきます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業として、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）があります。

【 現状 】

4市2町（福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町）が統一した内容で東京恵明学園に委託しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	29	32	41	39	78
実施箇所数	1	1	1	1	1

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	64	62	61	59	59
ニーズ量（0～5歳以下家庭）	64	62	61	59	59
ニーズ量（就学児家庭）	0	0	0	0	0
実施箇所数（確保方策）	1	1	1	1	1
確保策（B）	64	62	61	59	59
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

就学前児童だけでなく、就学児童の保護者の入院や出産、出張などによるニーズにも対応できるよう、事業内容の拡充を検討する必要があります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける事業です。

【 現状 】

里帰り出産をした方や入院が長期になる場合は、生後4か月を過ぎても行うことが可能です。訪問は市職員（保健師、助産師等）及び市と委託契約を締結した保健師又は助産師が行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出生数	454	416	430	374	393
訪問数	369	399	400	347	358
訪問率	81.3%	95.9%	93.0%	92.8%	91.1%

*訪問数には生後28日未満の新生児訪問の数も含む。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	380	374	368	361	356
実施体制（確保方策）	保健センターにて実施				

【 今後の方向性 】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母の支援や近隣住民との関係が希薄な中で子育てをしていく保護者が不安に陥ることなく安心して子育てができるよう、適切なサービスの紹介や相談・助言を行うために、全戸訪問に努めます。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

【概要】

養育支援訪問事業は、児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣を行います。

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童又は出産後の養育について出産前からの支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

【現状】

① 養育支援訪問事業

各関係機関と連携しながら必要な家庭に支援を行います。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	5	3	2	2	1
訪問件数	233	68	290	59	33

② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開催回数	37	31	33	35	48
要保護児童対策地域協議会代表者会議	2	1	2	2	2
要保護児童対策地域協議会実務者会議	4	4	4	4	4
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	31	26	27	29	42

【 量の見込みと確保策 】

① 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
上段 実人数					
下段 訪問件数	137	137	137	137	137
実施体制	子ども家庭支援センターにて実施				

② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保策（B）	37	37	37	37	37
要保護児童対策地域協議会代表者会議	2	2	2	2	2
要保護児童対策地域協議会実務者会議	4	4	4	4	4
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	31	31	31	31	31

【 今後の方向性 】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。家事等の養育支援については、育児支援ヘルパーの派遣に関する事業が適切に運営できる業者に、引き続き委託します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

平成27年度に認可保育所1か所、平成28年度には子ども家庭支援センター内に1か所開設し、市内6か所（子ども家庭支援センター1か所、児童館3館、認可保育所2か所）で実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	6,578	7,633	14,099	14,691	13,727
実施箇所数	4	5	6	6	6

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	14,966	15,162	15,244	14,987	14,734
実施箇所数（確保方策）	6	6	6	6	6
確保策（B）	14,966	15,162	15,244	14,987	14,734
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在、6か所で実施しており、既存の施設でニーズの確保は可能であると思われます。今後も、利用者のニーズを把握しながら、開設時間や専任職員の配置などについての検討も必要です。

(8) 幼稚園における一時預かり事業

【 概要 】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する方を対象に実施する事業です。

【 現状 】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	14,878	13,352	17,074	13,952	15,135
実施箇所数	4	4	4	4	4

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	16,899	16,034	14,998	14,373	14,559
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	4,487	4,257	3,982	3,816	3,866
2号認定による 定期的な利用	12,412	11,777	11,016	10,557	10,693
実施箇所数(確保方策)	4	4	4	4	4
確保策 (B)	16,899	16,034	14,998	14,373	14,559
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育も保育の必要性がある場合には無償となることから、ニーズ量が増加傾向となることが想定されます。市内4園は全ての園で預かり保育を実施しており、ニーズ量の増に対応できると考えられますが、必要に応じて空き教室の積極的な活用等を促します。

(9) 保育所、ファミリー・サポート・センターにおける一時預かり事業

【概要】

保護者が冠婚葬祭やリフレッシュなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	656	1,243	912	694	822
実施箇所数	14	17	17	17	17

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	11,599	11,359	11,015	10,696	10,670
実施箇所数(確保方策)	17	17	17	17	17
確保策(B)	11,599	11,359	11,015	10,696	10,670
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化に伴い、今後も一時預かりに対するニーズは高くなると予測されますので、認可保育所で確保を図るとともに、ファミリー・サポート・センターでの受入れを充実していきます。

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病気の急性期や回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設等で児童を預かる事業です。

【 現状 】

病後児保育は、平成20年11月に開設した福生保育園内の病後児保育室で実施しています。病児保育は、平成27年4月に開設した「病児保育室あんず」で実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	88	417	610	822	847
実施箇所数	2	3	2	2	2

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	589	577	563	548	542
ニーズ量（就学前）	433	424	411	399	398
ニーズ量（就学児）	156	153	152	149	144
実施箇所数（確保方策）	2	2	2	2	2
確保策（B）	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
差引（B）－（A）	1,811	1,823	1,837	1,852	1,858

【 今後の方向性 】

病児保育事業は「病児保育室あんず」において平成29年度から、定員4人のところを6人に拡充したことにより、病後児保育と合わせて10人の定員としました。ニーズ量については大きな変動は考えにくいことから、定員は当面据え置くこととします。

(11) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

子育ての援助をして欲しい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

【 現状 】

平成25年10月から活動を開始した事業で、生後57日から小学6年生までの児童の保護者と市内に居住し心身共に健康な20歳以上の方が会員となり、保育所、幼稚園等の送迎や預かり等の援助活動を行っています。また、ファミリー・サポート・センターにはアドバイザーを配置し、援助活動の調整や事業の説明会、交流会などを行っています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
提供会員	45	57	65	76	96
依頼会員	98	121	151	165	177
両方会員	3	3	5	7	5
就学児童保護者の利用者数	289	523	571	423	200

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	468	458	455	447	432
就学児 低学年	232	228	235	232	220
就学児 高学年	236	230	220	215	212
確保策 (B)	468	458	455	447	432
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

円滑な事業運営と支援の充実を図るため、依頼会員・提供会員双方のバランスの良い会員の確保が必要であることから、今後も説明会等を実施し、市民への事業の周知徹底に努めていく必要があります。

(12) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

母子保健法第13条の規定に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【 現状 】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票（14回分）、超音波検査受診票・子宮頸がん検診（各1回分）を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。また、東京都外で受診する方に対しては、出産後の手続により妊婦健康診査費用の助成を行っています（東京都の契約単価を上限とする。）。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊娠届出数	491	437	431	453	420
里帰り等妊婦健康診査費助成金制度申請者	57	53	51	47	48

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	411	406	398	391	385
確保策（健診回数）	5,764	5,684	5,581	5,479	5,400
実施体制（確保方策）	実施場所：都内の契約医療機関 検査項目：体重・血圧測定、尿検査、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体、梅毒・B型肝炎・C型肝炎・風疹、クラミジア抗原、経膈超音波、HTLV-1抗体、B群溶連菌、NST（ノンストレステスト）				

【 今後の方向性 】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子ともに安全安心な出産を目指します。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月から、私学助成幼稚園に通う園児に対する副食費の施設による徴収に係る補足給付事業を実施しています。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。